第7章 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

第1節 権利擁護支援体制の充実

第2節 高齢者虐待防止の推進

第7章 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

第1節 権利擁護支援体制の充実

高齢化に伴い、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、誰もが安心して暮らせるよう、国においては、平成28年(2016年)4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布、同年5月に施行され、成年後見制度の利用を促進しています。

本町においても、判断能力の変化に応じた支援が切れ目なく、一体的に確保できるよう、関係機関と連携しながら、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の利用等、権利擁護に関しての知識の普及や相談体制を整備し、制度の利用促進に努めます。

(1)権利擁護体制の充実

播磨町権利擁護まちづくり委員会を設置し、権利擁護に関する知識の普及や権利 擁護支援を推進するためのネットワークの構築を図っています。また、地域に暮ら す身近な支援者として日常生活のサポートを行う「権利擁護支援員」の養成を行い ました。また、社会福祉協議会において、養成した権利擁護支援員の活動のサポー トを行い、市民後見人養成に向けたフォローアップを実施しています。

権利擁護支援員養成講座	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数(回)	15	13	0
参加延人数(人)	227	202	0
登録者数(人)	26	46	46

今後の施策展開

高齢者や障がい者等への虐待及びその他の権利侵害の防止、高齢者の権利を守るための支援等、権利擁護支援センター機能を備えた地域における総合的な相談支援体制の整備を図るとともに、認知症の人の増加に伴い、成年後見の必要性が高まることから、弁護士などの専門職と連携を図り、市民後見人の養成、法人後見の推進に取り組みます。

(2) 成年後見制度の利用促進

高齢者世帯や認知症高齢者が増加している中、判断能力が不十分な高齢者の権利を守るためには、制度の普及と利用促進が必要です。地域包括支援センター等で、成年後見に関する相談に対応し、支援が必要な高齢者が円滑に制度を利用できるよう、情報提供や制度利用について支援を行っています。また、成年後見制度が必要な高齢者で、成年後見審判の申立てを行う親族等が存在しない場合、町長が家庭裁判所へ審判の請求を行う等「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。

制度の普及に関しては、播磨町権利擁護まちづくり委員会と連携し、パンフレットの作成や講演会の開催等、周知活動に努めています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談数(件)	26	44	38
町長申立て数(件)	0	0	0

今後の施策展開

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まるものと見込まれることから、判断能力が十分でない高齢者の権利や財産を守るため、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携しながら、福祉サービス援助事業や成年後見制度の利用支援等の制度の一層の普及を図るとともに、適切な支援が行えるよう、相談体制の充実を図ります。

(3) 福祉サービス利用援助事業の利用促進

成年後見制度以外にも、社会福祉協議会との連携により、福祉サービス等の利用 手続きや日常的な金銭管理等が自分だけでは難しい方を対象に福祉サービス利用 援助事業の利用による支援を行っています。事業に関する相談は年々増加しており、 利用者も微増しています。今後、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、利用者の 増加に対応するため、事業の担い手となる生活支援員の確保に努めています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(人)	11	14	12

今後の施策展開

今後も利用者の増加が見込まれることから、支援が必要な高齢者の判断能力に応じた適切な支援が行えるよう、事業の周知を行うとともに、事業を実施する社会福祉協議会との連携を図ります。

第2節 高齢者虐待防止の推進

高齢者が増加する中で、地域で尊厳ある生活を維持し、安心して暮らしていくためには、権利を守る仕組みづくりが重要となります。家庭内や施設内での高齢者への虐待を未然に防止するため、高齢者虐待の早期発見、予防、虐待を行った養護者への支援を行う仕組みづくりを関係機関と連携しながら推進していきます。

(1) 高齢者虐待防止に対する普及啓発

地域包括支援センターと連携し、本町における虐待対応フローの共有を行いました。介護支援員へのアンケート調査では、高齢者虐待を経験したことのある人の割合は6割を超えており、虐待防止に向けた一層の取り組みが求められています。

このことから、虐待の相談窓口を明確に周知するとともに、権利擁護まちづくり 委員会と連携し、虐待防止に向けた講演や介護サービス従事者や施設の管理者等を 対象にした虐待防止研修を進めていきます。

今後の施策展開

今後も、高齢者虐待の未然防止と早期発見及び虐待事案への迅速かつ適切な対応を図るため、相談通報窓口である地域包括支援センター職員の対応力向上に向けた取り組みを行うとともに、地域住民や関係者に対する虐待防止に向けた啓発を行い、相談通報窓口の周知を図ります。

(2)関係機関とのネットワークの構築

虐待発生の要因は複雑多岐になり、迅速かつ適切な対応を図るためには関係機関との連携が必要であることから、警察、法律職、介護保険サービス事業者との定期的な連絡会を開催し、ネットワークの構築を推進します。